

春日部市立看護専門学校条例の一部を改正する条例

春日部市立看護専門学校条例(平成17年条例第207号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定員) 第3条 学校の学生の総定員は <u>120人</u> とし、各学年の定員はそれぞれ <u>40人</u> とする。	(定員) 第3条 学校の学生の総定員は <u>90人</u> とし、各学年の定員はそれぞれ <u>30人</u> とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市立看護専門学校条例の規定は、この条例の施行の日以後に入学する者の学年の定員について適用し、同日前に入学した者の学年の定員については、なお従前の例による。